

佐高慎也著 (勁草書房、2026年)

制度論からのジェンダー平等 フェミニスト制度論から政治理論をつくる

辻 由希*

本書の目的は、英語圏のジェンダーと政治研究において近年活発に研究が行われている「フェミニスト制度論 (feminist institutionalism)」の現状と課題、発展可能性を検討し、「フェミニスト制度論的政治理論 (Feminist Institutional Political Theory)」の構築に向けた方針を示すことである。

「まえがき」と序章によると、著者がフェミニスト制度論 (以下、本書評ではFI) に注目する理由は、FIが、制度を通じたジェンダー不平等の再生産を経験的に分析するだけにとどまらず、ジェンダー平等を実現するために必要な制度についても検討し、提示できる可能性を持つと評価するためである。その意味で、FIはまさに「フェミニスト」研究なのである。しかし、後者の可能性を十分に発揮するにあたり必要な規範的な議論、すなわちあるべき制度の内容とそれを正当化する理論的根拠を、これまでのFI研究は積極的に提示してきたとは言えないし、その必要性についても明確に認識していると言ひ難い。そこで著者は、FIが持つ規範理論としてのポテンシャルを探求し、「フェミニスト制度論的政治理論」(以下、本書評ではFIPT) の確立が必要であることと、その理論の内容について一定の方向性を示そうと考えた。

以下では、まず本書の概要を紹介した後に、本書の貢献と評者からの疑問点を提示したい。

第I部では、FIがどのような理論であるのかを明確化するための準備作業が行われる。第1章では、ジェンダーと政治研究を分類・整理したうえで、本書は理論的な次元における経験的研究と規範的研究の対話を目指し、さらに「経験的研究の立場から規範的研究に接近するアプローチ」(31頁)を採用すると宣言する。第2章では、フェミニズム的でない制度論と、制度論的でないジェンダー研究のそれぞれを批判的に継承し、両者を統合する試みとしてのFIの意義を確認する。第3章

では、FI研究者が用いるアプローチが多様であることの確認と、それゆえにFIがどのような理論であるのかについての検討が不十分であるという課題が指摘される。そのうえで、第4章、第5章ではFIが理論として発展するにあたって検討すべき課題を探るため、インフォーマルな制度に関する検討と、フェミニズム的ではない合理的選択制度論とFIとの統合可能性の検討を行った。

第II部に入り、第6章ではFIの主要研究者の一人であるラウンズの業績を批判的に検討し、FIをフェミニズム理論として発展させる必要性が論じられる。第7章では、FIPTの構成要素と依拠する基準について示している。まずFIPTは、①:すでに存在する制度の記述ないし説明、②:現実には存在していないかもしれないが、望ましい制度の規範的評価および構想、③:①から②への移行プロセスを論じる理論としての制度変化論、の3つの構成要素を含むとする。さらにFIPTが依拠する基準として、(a) 制度の包摂性、(b) 制度の再ジェンダー化というプロセスの重視、(c) 「政治」と「非政治」の往還、(d) インフォーマルな制度に対する視座、(e) 制度変化の不確実性の擁護が挙げられる。この「依拠する基準」という表現は意味がやや掴みづらいが、評者は、FIPTはこれらの5つの側面を十分に考慮した理論であるべき、という主張だと理解した。

第III部では、FIPTの構想が具体例を通じて示される。第8章では、ウェイレンによる漸進的制度変化と制度転用論の扱いについて検討し、規範的な観点からの評価が十分でないことを指摘したうえで、(FIではない) 討議民主主義理論や、江原由美子によるジェンダー秩序論 (すなわちフェミニズム理論) を参照し、制度変化のプロセスとして制度転用を (それが内包する両義性や不確実性を含めて) 規範的に擁護できると論じる。この、

* 東海大学政治経済学部政治学科教授

制度転用を規範的に擁護するという表現もやや分かりにくく感じたが、言い換えれば、制度転用がジェンダー平等という結果をもたらすことは必ずしも保障できないとしても、その結果を目指した制度変化の手法あるいはプロセスとして、制度転用はフェミニズム理論の観点から望ましい（または容認できる）、ということであろう。

第9章を読むと、FIPTの具体的内容がより理解しやすくなる。著者は、FIによる「ジェンダーに配慮した議会」研究を取り上げ、批判的に検討したうえで、第7章で提示したFIPTの基準に則った具体的な議会制度案を検討する。その結果、選挙で選出される議院と、くじ引きで選出される議院からなる二院制議会という、フェミニズム理論的に望ましい議会制度案が提示されるとともに、その実現可能性が低いという現実にはどう対処するかという考察が示され、興味深い。将来、より体系的なFIPT的議会論として示されることを期待したい。

本書は、日本の政治学ではまだ馴染みが薄いFIを包括的に考察した初めての研究であり、新規性・独自性の高い研究である。各章で既存のFI研究の紹介・説明・批判的検討を丁寧に積み重ね、FIと（フェミニスト的でない）新制度論の関係や、制度論的ではないフェミニズム理論との関係などの整理も的確に行っているのが、FIの位置付けがよく理解できる。また、要所要所で「ジェンダーと政治」研究はどのような研究であるべきなのか、という根本的な問いに立ち返って検討を進めている姿勢も高く評価できる。ジェンダーと政治分野の研究者だけではなく、実証と理論の架橋に関心がある研究者に広く読まれるべき著作である。

他方、疑問点あるいは気になった点の第一に、著作の全体構成の問題がある。FIに関する準備作業が長く、FIPTがどういうものなのかの構想が示されるのがやや遅すぎるという感想を抱いた。丁寧な議論を積み重ねている長所の裏返しでもあ

るのだが、FIPTの構想が示されるのが第7章であり、さらにその具体例としてFIPT的議会制度論が示されるのが第9章である。読み手の興味を引くという点からも、構成には工夫の余地があったかもしれない。

第二に、第7章で示されたFIPTの構成要素①～③と、依拠する基準(a)～(e)の関係がよく分らなかった。(a)～(e)は、すべて③の制度変化論に関わる基準であるようにも読めたが、判然としない。あるいは、(a)(c)(d)は(あるべき)制度論の基準（つまり構成要素①と②に関する基準）で、(b)(d)(e)は制度変化論の基準（つまり③に関する基準）であろうか。

最後の疑問は、本書全体で検討されているFIやFIPTが主に民主主義に関わる制度（選挙、政策形成過程、議会）やそれに関するフェミニズム理論を参照しているようであり、それ以外の制度（たとえば雇用、社会保障、教育、家族など）にも当てはまる理論なのかが不明であった。民主主義制度においては当然ながら議論・決定への参加メンバーや決定プロセスが重視されるので、そのことが本書のFIPT構想、たとえば基準(a)から(e)の選定に影響しているのではないかと思われた。言い換えれば、本書はいかなる制度であってもフェミニズム理論的に望ましいものに変えるプロジェクト一般に適用可能な理論構想を目指したものか、それとも政治学でよく取り上げられる制度に対象を限定した構想なのだろうか。本書のサブタイトルが「フェミニスト制度論から政治理論をつくる」となっており、「政治理論」としている時点で「民主主義の理論」であることが自明であるのかもしれない。しかし、FIアプローチは必ずしも対象をそれに限定しないことを踏まえると、「主流」の政治学で「政治制度」とみなされにくい制度を対象とするFIPTの構想を考えてみるのも面白いかもしれない。